

介護保険料納入通知書・決定通知書を郵送します

平成27年度介護保険料の納入通知書・決定通知書を7月13日（月）までに、65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）へ郵送します。

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料

介護保険料は「立川市第6期介護保険事業計画」に基づいて決められています。第1号被保険者（65歳以上の方）の平成27年度から平成29年度までの保険料の基準額（月額）は5880円です。保険料は所得に応じて14段

所得段階	区分（第6期）	保険料額（年額・円）			
		第5期（改定前） 平成24～26年度		第6期（改定後） 平成27～29年度	
		料率	年額	料率	年額
第1段階	▷世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等 ^{*1} が80万円以下等▷住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者▷生活保護被保護者▷中国残留邦人等の支援給付受給者	0.42	25,000	0.42	29,600
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等 ^{*1} が80万円超で120万円以下等	0.60	35,700	0.60	42,300
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等 ^{*1} が120万円超等	0.66	39,300	0.66	46,500
第4段階	本人が住民税非課税で年金収入等 ^{*1} が80万円以下等（世帯に住民税課税者がいる）	0.83	49,400	0.83	58,500
第5段階	本人が住民税非課税で年金収入等 ^{*1} が80万円超等（世帯に住民税課税者がいる）	1.00	59,600	1.00	70,500
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満等 ^{*2}	1.12	66,700	1.15	81,100
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上で190万円未満等 ^{*2}	1.25	74,500	1.28	90,300
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上で290万円未満等	1.50	89,400	1.50	105,800
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上で400万円未満等	—	—	1.62	114,300
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上で600万円未満等	1.75	104,300	1.88	132,600
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上で800万円未満等	2.00	119,200	2.16	152,400
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上で1,000万円未満等	2.12	126,300	2.30	162,200
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上で2,000万円未満等	2.25	134,100	2.45	172,800
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額が2,000万円以上	—	—	2.60	183,400

^{*1} 年金収入等とは、合計所得金額と課税年金収入額を合わせたものをいいます。
^{*2} 第5期の第6段階の区分は「合計所得金額が125万円未満」、第7段階の区分は「合計所得金額が125万円以上190万円未満」でした。

階に分かれています（左表）。

介護保険サービス利用者の増加により、保険料の基準額を値上げしなくてはならない厳しい財政状況となりましたが、低所得の方の料率据え置きや、所得段階数を増やすなどの負担軽減を行いました。

第1号被保険者の保険料の納め方

●特別徴収（年金天引き） 老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円以上（月額1万5000円以上）の方

は、介護保険料が年金から天引きされます。保険料は介護保険料決定通知書でご確認ください。
●普通徴収（個別に納入）
▲老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円未満（月額1万5000円未満）の方
▼老齢福祉年金を受給している方
▼平成27年度途中で65歳になった方
▼平成27年4月2日以降に立川市に転入した方などは、介護保険料納入通知書で個別に納入してください。市役所、窓口サービスセンター、各連絡所のほか、指定金融機関で納入できます。

期限内納付にご協力を

介護保険制度は加入者が互いに保険料を出し合って運営する、相互扶助制度です。保険料の期限内納付にご協力ください。

●便利な口座振替のご利用を

普通徴収の保険料の納付には、納め忘れのない口座振替が便利です。申し込みは▼介護保険料納入通知書▼預貯金通帳▼通帳に使用している印鑑を持って、指定金融機関窓口へ。

なお、災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなった場合は、徴収猶予や減免、免除を受けられることがあります。ご相談ください。

シルバーパスの購入にもご利用ください

シルバーパスの申し込みや更新の際、非課税証明書の代わりとして、介護保険料の納入通知書、決定通知書を使用できます。くわしくは、（社）東京バス協会 ☎03(5308)6950にお問い合わせください。

介護保険負担限度額認定の申請をお忘れなく

介護保険には、施設サービス利用時の居住費や食費を一定額までの負担とする「介護保険負担限度額認定制度」があります。介護保険法の改正により8月以降の認定を受けるには、世帯全員が住民税非課税であることに加え、次の資産要件を満たす必要があります▼本人および配偶者の預貯金等が単身で100万円、夫婦で2000万円以下であること▼配偶者が住民税非課税であること。

すでにこの認定を受けている方が継続して同制度を利用する

ためには更新手続きが必要です。6月下旬に郵送した更新申請書に必要事項を書いて、本人と配偶者の通帳の写し等と一緒に介護保険課（市役所1階4番窓口）または郵送でお手続きください。《介護保険のお知らせ》のお詫びと訂正》

「介護保険のお知らせNo.17（5月25日発行）」2面最下段の「特別養護老人ホームなどの多床室の負担限度額が改定されます」の記事中、「8月から470円」とあるのは「8月から470円増額され840円」の誤りでした。お詫びして訂正します。

市議会臨時会

平成27年第2回市議会臨時会が7月13日（月）に開かれる予定です。市議会はどなたでも傍聴できます。傍聴を希望する方は、会議当日に直接、市役所3階の議場受付へお越しください。

公開する会議日程

- 国民健康保険運営協議会 7月15日（水）午後1時30分～3時 会場 市役所208・209会議室 15人
- 問 介護年金課業務係・内線1390
- 職員倫理審査会 7月17日（金）午後3時から 場所 市役所209会議室 10人 問 人事課人事係・内線2573
- 建築審査会 7月21日（火）午後3時から 場所 子ども未来センター202会議室 5人 問 建築指導

今月の納期 7月31日（金）

▷固定資産税・都市計画税第2期分▷国民健康保険料第1期分▷後期高齢者医療保険料第1期分▷介護保険料第1期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください
問 市税=収納課管理係・内線1240、国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料=介護保険課介護保険料係・内線1446

- スポーツ推進審議会 7月21日（火）午後7時から 場所 市役所210会議室 5人 問 スポーツ振興課 ☎(529)8515
- 障害者施策推進委員会 7月22日（水）午前10時から 場所 女性総合センター5階第2会議室 5人（手話通訳等を希望する方は7月15日（水）までにご連絡ください） 問 障害福祉課・内線1516 Fax(529)8676 5ougai@city.tachikawa.lg.jp
- 生活環境安全確保会議、立川駅周辺安全・安心まちづくり協議会（合同開催） 7月24日（金）午前11時から 場所 市役所210会議室 5人 問 生活安全課・内線2547
- 農業委員会総会 7月24日（金）午後3時から 場所 市役所210会議室 4人 問 農業委員会事務局・内線2654
- 文化財保護審議会 7月24日（金）午後6時から 場所 歴史民俗資料館 6人 問 生涯学習推進センター文化財係 ☎(525)0860